

空き家利活用等区市町村支援事業（平成29年度）その1

資料3

1 目的

区市町村が実施する実態調査や空家等対策計画の作成、改修費助成への補助等により、区市町村の取組を支援し、空き家の利活用や適正管理等を促進する。

2 事業予算額

約1.9億円

3 主な事業内容

(1) 空き家実態調査への補助

対 象: 空き家の実態を把握するための調査費用
(現地調査、所有者へのヒアリング調査、データベースの作成など)

(2) 空き家等対策計画作成への補助

対 象: 空家等対策特別措置法に基づく「空家等対策計画」作成のための費用

(3) 空き家改修への補助

対 象: ① 空き家を高齢者や子育て世帯等に賃貸するため、所有者等が行う改修費用への補助
<バリアフリー改修> <省エネ改修> <子育てに配慮した改修>

② 空き家を地域の活性化に資する施設として活用するために行う、改修費用への補助
※区市町村が自ら空き家を改修し、活用する場合も対象

(4) 老朽空き家除却への補助

対 象: 跡地を公的に利用する際の老朽空き家除却費用等への補助
※区市町村が自ら空き家を除却し、跡地を利用する場合も対象

(5) 専門家を活用した空き家相談体制整備への補助

対 象: 区市町村が専門家を活用して実施する空き家相談に係る費用

空き家利活用等区市町村支援事業（平成29年度）その2

◆助成対象

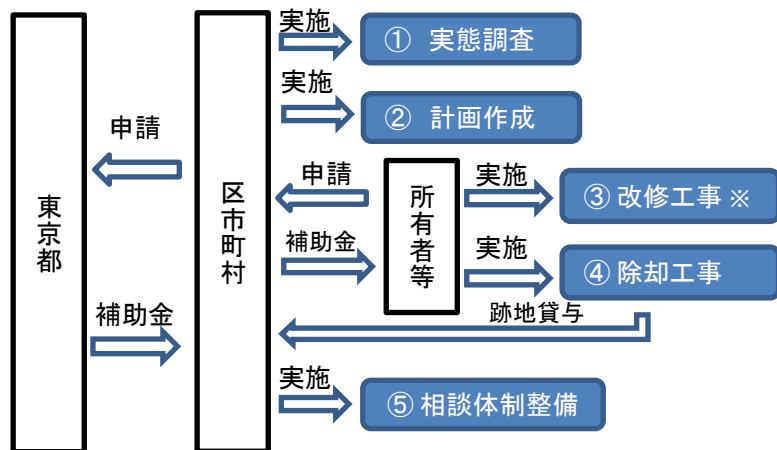
- ① 空き家実態調査
- ② 空き家対策計画作成
- ③-1 住宅としての空き家改修
- ③-2 地域活性化施設としての空き家改修
- ④ 跡地を公的に利用する際の老朽空き家除却
- ⑤ 専門家を活用した空き家相談体制整備

◆助成額

- ① 補助対象事業費の1/2かつ1区市町村当たり、上限1,000万円
- ② 補助対象事業費の1/2かつ1区市町村当たり、上限 300万円
- ③-1 区市町村による所有者等への補助額の1/2（上限50万円/戸）
 - 2 区市町村が地域活性化施設を整備：
補助対象事業費の1/2（上限50万円/戸）
- ④-1 区市町村による所有者等への補助額の1/2（上限50万円/戸）
 - 2 区市町村が除却、跡地を利用：
補助対象事業費の1/2（上限50万円/戸）
- ⑤ 補助対象事業費の1/2かつ1区市町村当たり、上限50万円

※いずれも、区市町村が国の補助を受ける場合、
補助対象事業費から国の補助額を控除した額

◆事業スキーム



※区市町村は、
居住支援協議会
等を活用し、住宅
確保 要配慮者等
の入居促進のため、
当該住宅に關
する情報を提供。

◆補助対象費用

【③の例：地域の活性化に資する施設への改修工事費200万円】

例1：所有者等が区市町村の補助を受ける場合

補助割合：改修工事費の1/2 区市町村助成100万円

所有者等負担 100万円	区市町村 負担50万円	都補助 50万円
-----------------	----------------	-------------

例2：所有者が区市町村の補助を受ける場合

（区市町村が空き家再生等推進事業を活用）

補助割合：改修工事費の2/3 区市町村助成133万円

所有者等負担 約67万円	国補助 66.6万円	33.3 万円	←都補助 33.3万円
		↑ 区市町村負担	

【④の例：除却工事費等200万円】

例1：所有者等が区市町村の補助を受ける場合

補助額：200万円/戸 区市町村助成200万円

所有者等負担 なし	区市町村負担 150万円	都補助 50万円
--------------	-----------------	-------------

例2：所有者が区市町村の補助を受ける場合

（区市町村が空き家再生等推進事業を活用）除却費等の2/5

補助額：200万円/戸 区市町村助成200万円

所有者等負担 なし	国補助 80万円	区市町村負担 70万円	都補助 50万円
--------------	-------------	----------------	-------------

【⑤の例：窓口設置】

例：4業種の専門家を配しての相談会を2ヶ月に1回開催

補助対象事業費：48万円（2万円想定×4人×6回）

区市町村負担 24万円	都補助 24万円
----------------	-------------